

## 子どもの貧困対策の推進に関する法律（概要）

平成 25 年法律第 64 号

## 目的

○この法律は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

※その他、基本理念、国の責務、地方公共団体の責務、国民の責務、法制上の措置等及び対策の実施の状況の公表について規定

## 大綱の策定・基本的施策

○政府は、子どもの貧困対策を総合的に推進するために大綱を定めなければならない。

○大綱では、「子どもの貧困対策に関する基本的な方針」、「子どもの貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率等子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策」、「教育の支援に関する事項」、「生活の支援に関する事項」、「保護者に対する就労の支援に関する事項」、「経済的支援に関する事項」及び「調査及び研究に関する事項」を定める。

※衆議院厚生労働委員会決議

政府は、大綱を作成するに際しては、子どもの貧困対策に関し優れた見識を有する者や貧困の状況にある世帯に属する者、これらの者を支援する団体等、関係者の意見を会議で把握した上で、これを作成すること。

○都道府県は、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努める。

## 子どもの貧困対策会議

子どもの貧困対策会議（関係閣僚で構成）を設置する。

## 施行期日等

○公布の日（平成 25 年 6 月 26 日）から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

○政府は、この法律の施行後 5 年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

# 子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案概要

## 本法案の提出の背景

- ・ 2013年に子ども貧困対策推進法が制定された際、法施行後5年を経過した場合の見直し条項が規定
- ・ 関係団体からも、子ども貧困対策推進法の見直しを求める声



より充実かつ実効的な子どもの貧困対策を！  
子どもの住む地域にかかわらず全国的に！

## 本法案の主な内容

### 1 目的・基本理念の充実

- (1) 目的規定に、主に以下の事項を明記する。
- ① 子どもの「将来」だけでなく「現在」に向けた対策であること
  - ② 貧困解消に向けて、児童権利条約の精神に則り推進すること
- (2) 基本理念に、以下の事項を明記する。
- ① 子どもの年齢等に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先考慮され、健やかに育成されること
  - ② 各施策を子どもの状況に応じ包括的かつ早期に講ずること
  - ③ 貧困の背景に様々な社会的要因があることを踏まえること

### 2 大綱の記載事項の拡充等

- (1) 大綱記載事項として、「一人親世帯の貧困率」及び「生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率」とともに、検証評価等の施策の推進体制を明記する。

- (2) 子どもの貧困対策会議が大綱案の作成及び変更の際に、関係者の意見反映のための措置を講ずる旨を規定する。

### 3 市町村による貧困対策計画の策定

- 市町村に対し、貧困対策計画を策定する努力義務を課す。(都道府県については、既に措置済み)

### 4 具体的施策の趣旨の明確化等

教育支援	教育の機会均等が図られるべき趣旨を明確化
生活支援	子どもへの直接的な支援以外の支援も含む旨を強調
就労支援	就労後の職業生活も支援対象となる旨を明確化
調査研究	指標に関する研究を行う旨を明確化

### 5 検討規定

- 本法施行後5年を目途に見直す検討条項を規定する。

※ 本法公布後3月以内に政令で定める日から施行

## 指標の改善に向けた当面の重点施策

### <教育の支援>

- 学校をプラットフォームとした子供の貧困対策の推進
  - ・きめ細やかな学習指導による学力保障
  - ・スクールソーシャルワーカーの配置充実
- 教育費負担の軽減
  - ・幼児教育の無償化に向けた段階的取組
  - ・高校生等奨学給付金等による経済的負担の軽減
  - ・大学等奨学金事業における無利子奨学金の充実、より柔軟な『所得連動返還型奨学金制度』の導入
- 貧困の連鎖を防止するための学習支援の推進
- 学習が遅れがちな中学生等を対象とした学習支援など

### <保護者に対する就労の支援>

- ひとり親家庭の親の就業支援
  - ・就業支援専門員の配置による支援等
- 生活困窮者や生活保護受給者への就労支援
- 保護者の学び直しの支援
- 在宅就業に関する支援の推進

### <子供の貧困に関する調査研究等>

- 子供の貧困の実態把握
- 子供の貧困に関する新たな指標の開発
- 子供の貧困対策に関する情報の収集・蓄積、提供

### <生活の支援>

- 保護者の生活支援
  - ・保護者の自立支援
- 子供の生活支援
  - ・児童養護施設等を退所した子供のアフターケアの推進、子供の居場所づくりに関する支援等
- 関係機関が連携した支援体制の整備
  - ・生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関、児童福祉関係者、教育委員会等の関係機関が連携してネットワークを構築
- 支援する人員の確保
  - ・社会的養護施設の体制整備、相談職員の資質向上など

### <経済的支援>

- 児童扶養手当と公的年金の併給調整見直し
- ひとり親家庭の支援施策に関する調査研究
- 母子福祉資金貸付金等の父子家庭への拡大
- 養育費の確保に関する支援など

### <施策の推進体制等>

- 対策会議を中心とする政府一体となった取組
- 地域の実情を踏まえた自治体の取組の支援
- 官公民の連携プロジェクト・国民運動の展開など

全ての  
子供たちが  
夢と希望を  
持って成長  
していける  
社会の  
実現